

伊達市公告第 99 号

伊達農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を縦覧に供する。

伊達市民は、公告年月日の翌日から起算して 30 日目の日までに、市に当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画に対して異議があるときは、縦覧期間終了の日の翌日から起算して 15 日以内に市に申し出ることができる。

令和 8 年 7 月 21 日

伊達市長 須田 博行



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

令和 8 年 7 月 22 日 から 令和 8 年 8 月 20 日まで

2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面の縦覧場所

伊達市役所産業部農政課農政企画係 伊達市保原町字舟橋 180 番地

3 意見書の提出方法等

意見書は日本語に限り、郵送による提出とする。意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

なお、農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。

4 意見書の処理等

意見書については、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が認識しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。

5 異議申出の方法等

異議の申し出は書面により行うこととし、日本語に限り、郵送による提出とする。個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画以外に対しては異議を申し出ることができない。

6 提出先（意見書、異議申出）

郵送先：〒960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地

伊達市役所産業部農政課農政企画係